

全レンタル品 16,000 件の請求コードを発表 11 月請求分から要記載

厚生労働省は 10 月 19 日、全 1 万 6000 件の介護保険福祉用具貸与製品について、介護給付費明細書に記載する請求コードの一覧を発表しました。

今回、テクノエイド協会のホームページで発表された「福祉用具貸与価格を把握するための商品コード一覧 (2017 年 10 月)」には、エクセルデータで 1 万 6155 商品が掲載されており、商品ごとに、5 桁 - 6 桁の TAIS コードや福祉用具届出コードが記載されています。今後、貸与事業所はこれらのコードを用いて国保連中央会に介護給付費の請求を行うこととなります。

なお、各商品の「備考欄」には、テクノエイド協会が貸与の給付対象として選定したものに○印が付き、○印がないものは、9 月末までに届けられた福祉用具届出コードを取得した商品か、同協会の貸与給付対象品の選定をまだ受けていない、TAIS コード取得済み製品となります。

10 月 1 日以降に初めて貸与される新製品のコードについては、メーカーや輸入事業者が TAIS コードの取得を行うか、暫定的な商品コードを使用する必要があります。暫定的な商品コードの使用は、当面の間に限り可能とするもので、「99999-999999」と記載します。これはあくまで暫定的なものとして、今後、TAIS コードか福祉用具届出コードを取得するよう求めています。

2018 年の介護保険改正において、福祉用具貸与は、来年 4 月から契約の際に複数の製品を提示することが求められるとともに、来年 10 月からは商品ごとに貸与価格の上制限が始まり、全国平均貸与価格の開示が義務づけられます。

これに先がけて福祉用具貸与では、今年 10 月サービス分の請求時 (11 月 10 日請求) には、TAIS コードか福祉用具届出コード、もしくは暫定コードの記載がなければ、国保中央会の審査で返戻扱いとなります。今回、このコード記載の変更により、全ての貸与製品の価格情報を把握することが可能となり、全国平均価格と上限価格 (全国平均価格 + 1 標準偏差) の算出が行われることとなります。

「事業所インセンティブ評価は効果的」 7 自治体が厚労省に要望書提出

介護サービスの質の評価に先駆的に取り組む岡山市、東京都品川区、川崎市など 7 自治体で構成する「介護サービス質の評価先行自治体検討協議会」は 9 月 27 日、厚生労働省に、2018 年度介護報酬改定で介護報酬への適正なアウトカム評価の導入を求める要望書を提出しました。

要望書は岡山市の総合特区で先行実施されている「デイサービス改善インセンティブ事業」などに基づいて作成されました。「要介護者等の『自立』を目指して介護事業所にアウトカム評価を導入した自治体では、要介護者等の状態像や要介護度が改善するとともに、介護給付費の減額効果等が確認されている」としています。

また、自立への意識の低い介護事業所に対しても状態改善への動機づけになることから、全国規模の取り組みとなるように介護報酬上での評価を求めました。評価の手法についても、報酬体系の抜本的見直しではなく、アウトカム評価による加算を導入すべきとしています。

改善が見込みやすい比較的軽度な利用者を事業所が選別する「クリームスキミング」の懸念に対しては、結果に至るまでの行動や取り組み内容を評価するプロセス評価を組み合わせることで解消できるとしています。